

設 計		校 合	
--------	--	--------	--

~~設 計 書~~

令和 8 年度 委 託

仕 様 書

1 委 託 名 高階市民センターほか3箇所自家用電気工作物保守点検業務委託

2 施 行 場 所 川越市大字藤間27番地1ほか3箇所

3 積 算 原 価 月 額 円

4 予 定 支 出 額 月 額 円

5 委 託 概 要 、 理 由

委 託 概 要	令和8年7月1日から令和9年6月30日までの1年間、高階市民センターほか3箇所の自家用電気工作物を保守点検するとともに、異常発生時の緊急出動と処置を委託するものである。
委 託 理 由	高階市民センターほか3箇所の自家用電気工作物を安全かつ正常に維持管理を行うため。

設 計 内 訳 書

名 称	形状寸法	員数	単 位	単価	金額	摘 要
自家用電気工作物保守点検業務（月額）						
1. 高階市民センター		1	式			
2. 名細市民センター		1	式			
3. 大東市民センター		1	式			
4. 霞ヶ関北市民センター		1	式			
総額小計						
月額小計						
消費税						
合 計						

設 計 内 訳 書						
名 称	形状寸法	員数	単 位	単価	金額	摘 要
1. 高階市民センター						
自家用電気工作物 定期保守点検	6,600V 400kVA	12	回			月1回 第3種電気主任技術者 以上の資格保有者の選任 費を含む
非常用発電設備 定期保守点検	200V 48kW	12	回			月1回
太陽電池発電所設備 定期保守点検	200V 23kW	2	回			令和8年9月、令和9年3月
自家用電気工作物 年次点検	6,600V 400kVA	1	回			令和8年12月
官公庁等への報告・届出		1	式			
				小計		
				合 計		

設 計 内 訳 書						
名 称	形状寸法	員数	単 位	単価	金額	摘 要
2. 名細市民センター						
自家用電気工作物 定期保守点検	6,600V 200kVA	12	回			月1回点検 ただし、絶縁監視装置設置の場合は隔月1回点検
非常用発電設備 定期保守点検	200V 40kW	12	回			第3種電気主任技術者 以上の資格保有者の選任 費を含む
太陽電池発電設備 定期保守点検	200V 15kW	2	回			令和8年9月、令和9年3月
自家用電気工作物 年次点検	6,600V 200kVA	1	回			令和8年12月
官公庁等への報告・届出		1	式			
				小計		
				合 計		

設 計 内 訳 書						
名 称	形状寸法	員数	単 位	単価	金額	摘 要
3. 大東市民センター						
自家用電気工作物 定期保守点検	6,600V 200kVA	12	回			月1回点検 ただし、絶縁監視装置設置の場合は隔月1回点検
非常用発電設備 定期保守点検	200V 40kW	12	回			第3種電気主任技術者 以上の資格保有者の選任 費を含む
太陽電池発電設備 定期保守点検	200V 6kW	2	回			令和8年9月、令和9年3月
自家用電気工作物 年次点検	6,600V 200kVA	1	回			令和8年12月
官公庁等への報告・届出		1	式			
				小計		
				合 計		

設 計 内 訳 書						
名 称	形状寸法	員数	単 位	単価	金額	摘 要
4. 霞ヶ関北市民センター						
自家用電気工作物 定期保守点検	100/200V 45kVA	12	回			月 1 回点検 ただし、絶縁監視装置設置の場合は隔月 1 回点検
非常用発電設備 定期保守点検	100/200V 33kW	12	回			第 3 種電気主任技術者 以上の資格保有者
太陽電池発電設備 定期保守点検	100/200V 22kW	2	回			令和 8 年 9 月、令和 9 年 3 月
自家用電気工作物 年次点検	100/200V 45kVA	1	回			令和 8 年 1 2 月
官公庁等への報告・届出		1	式			
				小計		
				合 計		

高階市民センターほか3箇所自家用電気工作物保守点検業務委託仕様書

1. 目的

本業務委託は、高階市民センターほか3箇所の自家用電気工作物について、電気事業法に基づく保守点検を行うことにより、常に安全で良好な状態に機能維持することを目的とする。

2. 委託対象施設の名称及び所在地

名称	所在地
(1) 高階市民センター	川越市大字藤間27番地1
(2) 名細市民センター	川越市大字小堤662番地1
(3) 大東市民センター	川越市豊田本5丁目16番地1
(4) 霞ヶ関北市民センター	川越市霞ヶ関北6丁目30番地2
計	4箇所

3. 委託期間

令和8年7月1日から令和9年6月30日（1年・12箇月）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4. 支払方法 月払い

5. 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載して下さい。

6. 業務内容、実施頻度・周期

次の各作業等について、本仕様書に基づき行なうものとする。

- (1) 電気主任技術者選任
- (2) 自家用電気工作物定期保守点検
- (3) 非常用発電設備定期保守点検
- (4) 太陽電池発電所設備定期保守点検
- (5) 自家用電気工作物年次点検
- (6) 各種報告書の各機関への届出業務

7. 業務着手前提出書類

受注者は、業務着手以前に以下の書類を提出するものとする。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 電気主任技術者選任届
- (3) その他、発注者が指定するもの

8. 作業記録・報告書の提出

受注者は、各業務の結果について記録するとともに、作業報告については、発注者の承認を受け

た様式による報告書にて作業実施後速やかに提出するものとする。

- (1) 自家用電気工作物定期保守点検報告書
- (2) 自家用電気工作物年次点検報告書
- (3) 非常用発電設備定期保守点検報告書
- (4) 太陽電池発電（所）設備定期保守点検報告書

9. 不具合発生時の対応

受注者は、委託対象施設・設備に故障等発生の場合は、直ちに技術員を派遣し正常な状態に復するほか、点検調整及び試験を行うものとする（これに係る経費は本委託費用に含むものとする）。

修繕を要する場合は、現場写真及び修繕に要する費用の見積書を発注者に提出し、不具合の概要及び対処方法について報告を行うものとする。

10. 責任者の指定

受注者は、業務着手前に作業及び施設職員との業務連絡の中心となる作業責任者を指定し、発注者に報告するものとする。なお、責任者の主な任務は次のとおりとする。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事中の点検及び使用前自主点検並びに竣工検査を行い、必要な指示又は助言を行うこと。
- (2) 使用前自主点検に関して、受注者の保安監督のもとに必要な検査要員を配置して実施し、その工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認し、その結果の記録を5年間保存すること。
- (3) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう指導、協議又は助言を行うとともに、当該電気工作物の巡回、点検及び試験等を定期的に行い、経済産業省令で定める技術基準又は電気用品安全法に適合しない事項があるときは必要な指示又は助言を行うこと。
- (4) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への届出書類及び図面において、その作成及び手続きの指導を行うこと。
- (5) 電気事故発生の場合は、応急措置を指導するとともに、事故の原因を調査し、再発防止についてとるべき措置を指示又は助言するほか、必要に応じて精密点検を行うとともに電気事業法第106条の規定に基づき電気関係報告規則に定める電気関係報告書の作成及び手続きの指導を行うこと。
- (6) 電気事業法に基づいて行われる安全管理審査並びに国が行う立入検査（以下「官庁検査」という。）に立合うこと。
- (7) 臨時点検及び試験を行う。
 - ア 絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う場合。
 - (ア) 高圧器材が損傷し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合、受電設備の全電気工作物
 - (イ) 受電用遮断器（電力ヒューズを含む）が遮断動作した場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
 - (ウ) その他の電気機材に異常が発生した場合は、その電気工作物
 - イ 高圧受配電設備に事故発生の恐れがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行う。
- (8) その他保安規程に定められている事項
- (9) 当施設に適合した合理的かつ効果的な施設管理・設備管理に関する各種提案
- (10) 発注者職員との連絡調整、諸問題の協議等

1 1. 受注者の資格

電気事業法に準じ、業務遂行が可能であること。

電気主任技術者選任に関しては、「第 3 種電気主任技術者」以上の資格取得者を選任するものとする。

1 2. 業務遂行時間

原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間で実施する。

なお、作業時間については、発注者と協議の上決定するものとする。

1 3. 服装について

業務従事者は、受注者が定めた服装を着用し、名札を付けるものとする。

1 4. その他事項

- (1) 受注者は、業務を遂行するにあたり、建物、設備、機器等に損傷を与えないよう十分注意し、万一破損した場合は発注者の責に帰する場合を除き、その賠償の責を負うものとする。
- (2) 受注者は、委託業務の実施にあたり、発注者と十分な打ち合わせを行うものとする。
- (3) この仕様書は委託業務の概要を示すものであるため、受注者は現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項については、発注者と協議のうえ、誠意をもって行うものとする。
- (4) 受注者は、委託業務の遂行にあたり施設利用者等の利用を妨げないよう、また、不快を抱かせないよう言動等に十分注意するものとする。
- (5) この業務に関連する関係官公庁との連絡及び発注者が必要とする場合の資料を作成するものとする。また、関係官公庁に報告及び届出の義務のある業務については、定められた手続きにより期限厳守のうえ発注者の承認を得て代行処理するものとする。
- (6) 監督官公庁等の検査には、必要に応じて責任者又は担当する技術員を立ち合わせるものとする。
- (7) 業務中に知り得た発注者の機密事項(市民センターの利用者に関する個人情報含む)は、外部に漏れる事のないよう勤務外においても十分に留意するものとする。
- (8) 開館日または開館時間中に実施する事が適切でない作業については、発注者と協議のうえ、休館日または開館時間外に行うものとする。なお、**年次点検業務(全停電)**は、**12月29日**(雨天延期の可能性有)又は発注者が指定する他の日時に実施する予定であるので、実施細部は、発注者の担当と調整するものとする。特に、年次点検業務(全停電)の際に発注者が実施する必要がある準備について、事前に書面等にて連絡調整を行い、作業前に実施の確認を行うこと。点検を起因とする故障等発生の場合は直ちに正常な状態に復すること。
- (9) 休館日は次のとおりとする。
 - ① 年末年始(12月29日から1月3日まで)
 - ② その他

1 5. 経費の負担区分

発注者、及び受注者の経費の負担は次のとおりとする。但し、疑義が生じたときには、協議の上決定する。

(1) 発注者が負担する経費

① 業務遂行に必要な電力、水道、ガス料金及び非常用発電設備の燃料費。但し、無駄の無いように十分注意して使用すること。

(2) 受注者が負担する経費

① 業務従事者の服装及び作業に必要な保護手袋等

② 点検時に必要な計器類及び計器類の付属品（ケーブル等）

16. その他の特記事項

(1) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得る必要がある。

(2) この入札執行は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については、「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載するものとする。

(3) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

17. 別記特記仕様

当仕様書に定めるもののほか、別記特記仕様書の規定によるものとする。年次点検の際は、キュービクル内の清掃及び各分電盤の**メインブレーカーの端子の増し締め**を行うものとする。

別記特記仕様書

第1条（契約対象自家用電気工作物の概要）

1 契約対象自家用電気工作物の概要は、次のとおりとします。

【施設1】

- (1) 事業場の名称 高階市民センター
- (2) 事業場の所在地 埼玉県川越市大字藤間27番地1
- (3) 需要設備
 - ア. 受電電圧 6,600 ボルト
 - イ. 設備容量 400 キロボルトアンペア
 - ウ. 非常用予備発電装置
 - ①発電機定格出力 48 キロワット
 - ②発電機定格電圧 200 ボルト
 - ③原動機の種類 ディーゼル発電機
- (4) 発電所
 - ア. 種類 太陽電池発電所
 - イ. 発電電圧 200 ボルト
 - ウ. 出力 23 キロワット

【施設2】

- (1) 事業場の名称 名細市民センター
- (2) 事業場の所在地 埼玉県川越市大字小堤662番地1
- (3) 需要設備
 - ア. 受電電圧 6,600 ボルト
 - イ. 設備容量 200 キロボルトアンペア
 - ウ. 非常用予備発電装置
 - ①発電機定格出力 40 キロワット
 - ②発電機定格電圧 200 ボルト
 - ③原動機の種類 ディーゼル発電機
- (4) 小出力発電設備
 - ア. 種類 太陽電池発電設備
 - イ. 発電電圧 200 ボルト
 - ウ. 出力 15 キロワット

【施設3】

- (1) 事業場の名称 大東市民センター
- (2) 事業場の所在地 埼玉県川越市豊田本5丁目16番地1
- (3) 需要設備
 - ア. 受電電圧 6,600 ボルト
 - イ. 設備容量 200 キロボルトアンペア
 - ウ. 非常用予備発電装置
 - ①発電機定格出力 40 キロワット
 - ②発電機定格電圧 200 ボルト
 - ③原動機の種類 ディーゼル発電機
- (4) 小出力発電設備
 - ア. 種類 太陽電池発電設備
 - イ. 発電電圧 200 ボルト
 - ウ. 出力 6 キロワット

【施設4】

- (1) 事業場の名称 霞ヶ関北市民センター
- (2) 事業場の所在地 埼玉県川越市霞ヶ関北6丁目30番地2
- (3) 需要設備
- | | | |
|--------------|----------|-----------|
| ア. 受電電圧 | 100/200 | ボルト |
| イ. 設備容量 | 45 | キロボルトアンペア |
| ウ. 非常用予備発電装置 | | |
| ① 発電機定格出力 | 33 | キロワット |
| ② 発電機定格電圧 | 100/200 | ボルト |
| ③ 原動機の種類 | ディーゼル発電機 | |
- (4) 小出力発電設備
- | | | |
|---------|----------|-------|
| ア. 種類 | 太陽電池発電設備 | |
| イ. 発電電圧 | 100/200 | ボルト |
| ウ. 出力 | 22 | キロワット |

第2条（委託業務の内容）

- 1 受注者が実施する保安全管理業務及びこれに伴い発注者が実施する業務は、次項及び第3項を除き次の各号によるものとします。
- (1) 発注者は、第1条の事業場について受注者の保安全管理業務を実施する者（以下、「保安業務担当者」という。）と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された保安業務担当者本人であることを確認すること。
- (2) 受注者の保安業務担当者は、発注者の事業場における保安全管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、発注者に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが委託契約書に記された保安業務担当者であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- (3) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- (4) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。
- (5) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて、第3条に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。
- (6) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を発注者に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について発注者に指示又は助言すること。
- 発注者は、その記録を確認し、保安規程に定める期間保存すること。
- (7) 受注者は、電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者もしくは東京電力株式会社等より通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。また、事故・故障の状況に応じて、受注者は臨時点検を行い、その原因が判明した場合には、同様の事故・故障を再発させないための対策について、発注者に指示又は助言を行うこと。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、発注者に対し、電気事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。
- (8) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- 2 受注者は、前項の受注者に委託する保安全管理業務のうち、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する電気工作物については、発注者と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。これに関し、

受注者は、発注者の監督の下に点検等を行い、発注者は、その記録の確認を行います。
また、受注者は、発注者の求めに応じ、助言を行うこととします。このほか、受注者は、当該電気工作物の保安について、発注者に対し指示又は助言ができるものとします。

(イ) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する自家用電気工作物

- (a) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- (b) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- (c) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- (d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
- (e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器

(ロ) 設置場所の特殊性のため、受注者が点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物

- (a) 立入に危険を伴う場所
- (b) 情報管理のため立入が制限される場所
- (c) 衛生管理のため立入が制限される場所
- (d) 機密管理のため立入が制限される場所
- (e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所

(ハ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、発注者が確認を行うものとします。

第3条（点検の頻度及び点検項目）

1 第2条第1項に定める受注者が定期的に行う点検の頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検及び臨時点検について下表に掲げる内容を基本とし、その詳細は、保安規程によるものとします。

- | | |
|----------|---|
| (1) 月次点検 | 毎月1回 |
| (2) 年次点検 | 契約期間中1回 |
| (3) 臨時点検 | (但し、太陽電池発電所及び太陽電池発電設備は契約期間中2回)
必要の都度 |

【需要設備】

項目	月次点検	年次点検
対象設備等		
<引込設備> 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等 <受電設備> 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等 <受・配電盤> <接地工事> 接地線、保護管等 <構造物> 受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 <測定項目> 電圧、負荷電流測定 B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験
<非常用予備発電装置> 原動機、発電機、始動装置等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動動作試験、自動始動・停止試験、運転中の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）の異常の有無
<蓄電池設備>	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 配線の取付け状態及び過熱の有無 <測定項目> 蓄電池電圧測定	左記の外観点検項目に加え、蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定
<負荷設備> 配線、配線器具、低圧機器等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定

【太陽電池発電所（又は太陽電池発電設備）】

項目	月次点検	年次点検
対象設備等		
太陽電池アレイ	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定 単独運転検出機能の確認、指示計器の状態
接続箱		
パワーコンディショナー		
系統保護装置		

- ・月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものである。
- ・年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。
- ・臨時点検とは、電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生する恐れがあると判断したときに点検を実施するものである。

- 2 第2条第1項に定める発注者の通知を受けて行う工事期間中の点検は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検するものとし、その頻度は毎週1回とします。
- 3 受注者は、(1)の月次点検のほか、発注者に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこととします。
- 4 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を（以下「漏えい警報」という。）連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に受注者は、次の(1)及び(2)に掲げる処置を行うこととします。
 - (1) 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
 - (2) 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

第4条（連絡責任者等）

- 1 発注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとし、
- 2 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとし、
- 3 発注者は、第1項及び前項による通知の内容変更が生じた場合は、受注者に変更の内容を通知するものとし、
- 4 発注者は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとし、
- 5 発注者は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとし、

第5条（発注者及び受注者の協力及び義務）

- 1 発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとし、
- 2 受注者は、保安管理業務を誠実に行うものとし、

第6条（保安業務担当者の資格等）

- 1 受注者は、保安業務担当者に電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとし、
- 2 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとし、
- 3 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとし、

第7条（記録の保存）

- 1 受注者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、発注者受注者双方において3年間保存するものとし、

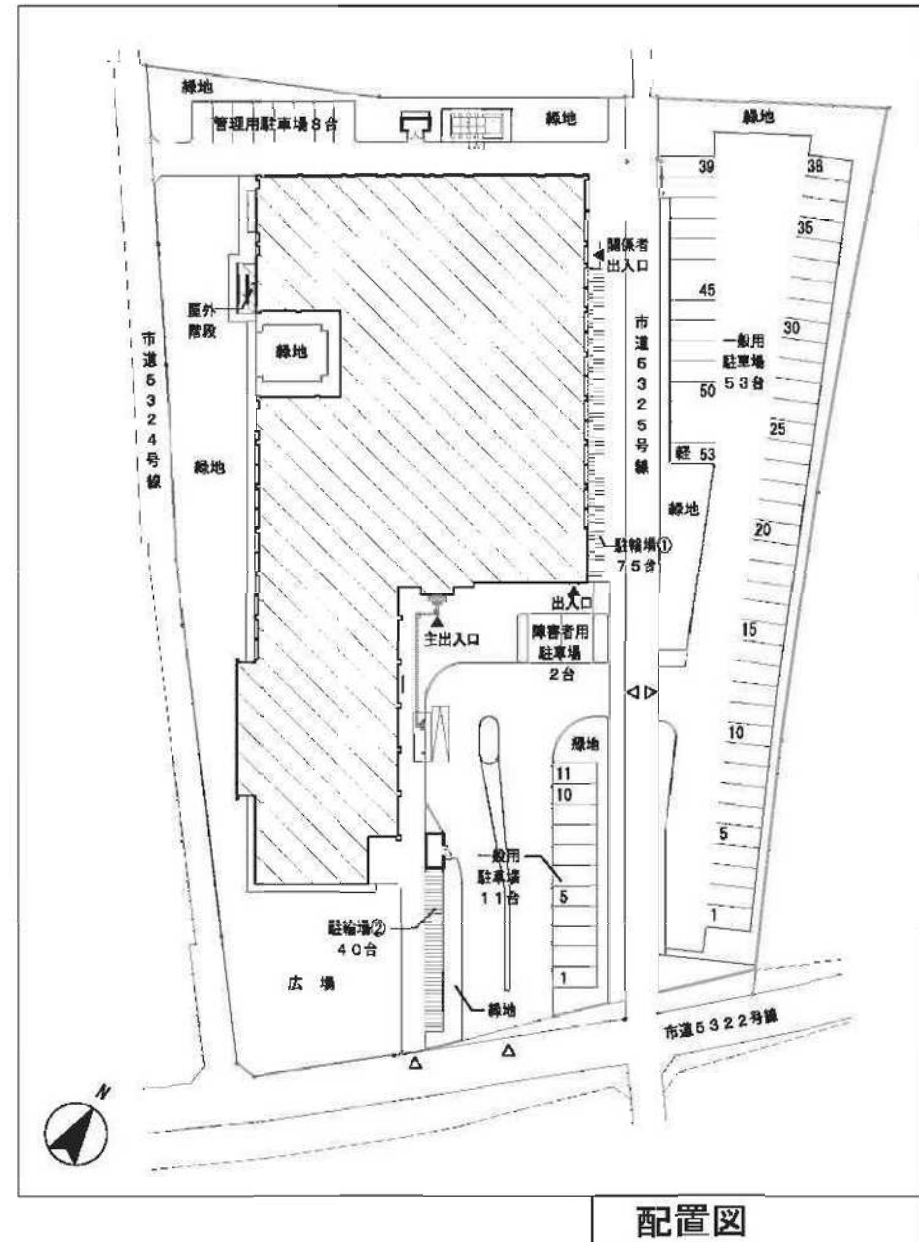
高階市民センター

施設概要

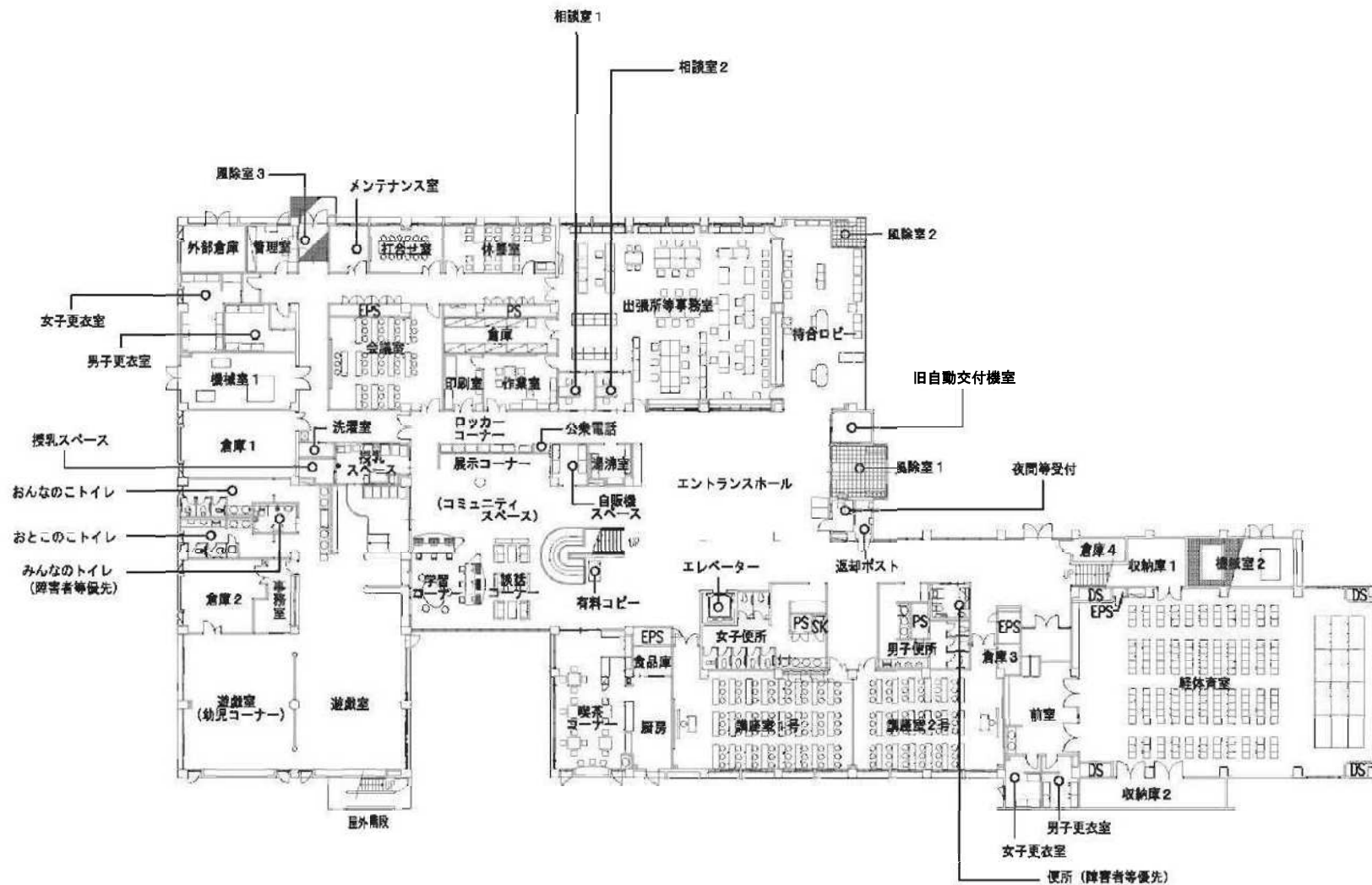
敷地所在	川越市大字藤間27-1
敷地面積	西側敷地： 6351.15㎡ 東側敷地： 2066.10㎡ 合計： 8417.25㎡
延床面積	1階： 2527.19㎡ 2階： 1915.34㎡ 合計： 4442.53㎡
駐車場	西側敷地：一般用 11台 ：障害者用 2台 ：管理用 8台 東側敷地：一般用 53台 合計： 74台
駐輪場	駐輪場①： 75台 駐輪場②： 40台 合計： 115台
広場	約330㎡
太陽光発電設備	建材一体型約20KW
雨水貯留槽	約180t

面積表

名称	面積
出張所	389.50㎡
公民館	1086.67㎡
図書館	1235.71㎡
児童青少年施設	349.77㎡
管理スペース	288.76㎡
共有スペース	1092.12㎡
合計	4442.53㎡



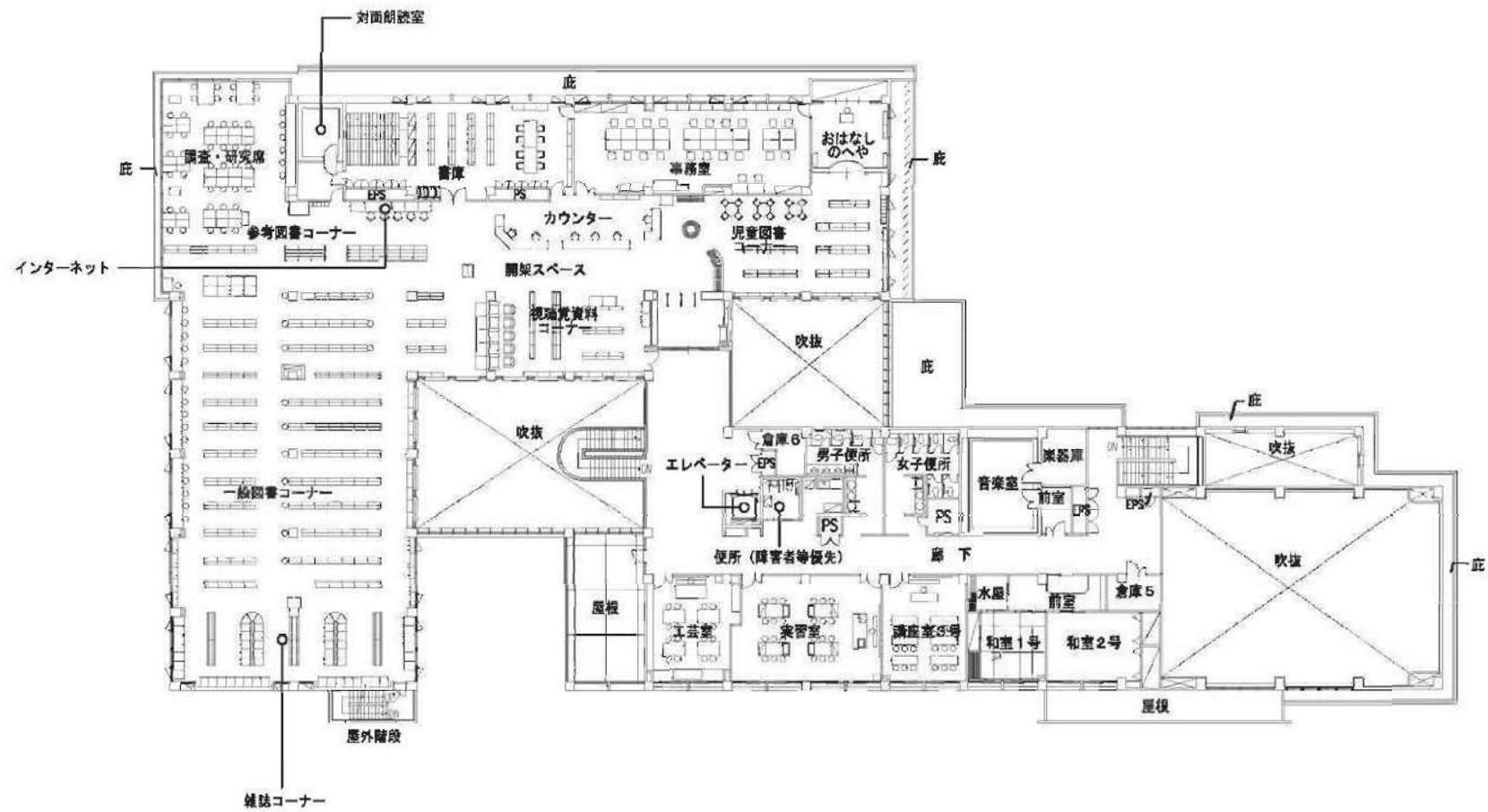
高階市民センター



※注意
備品配置や運営内容等の説明は、計画案です。

1階平面図

高階市民センター

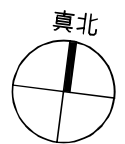
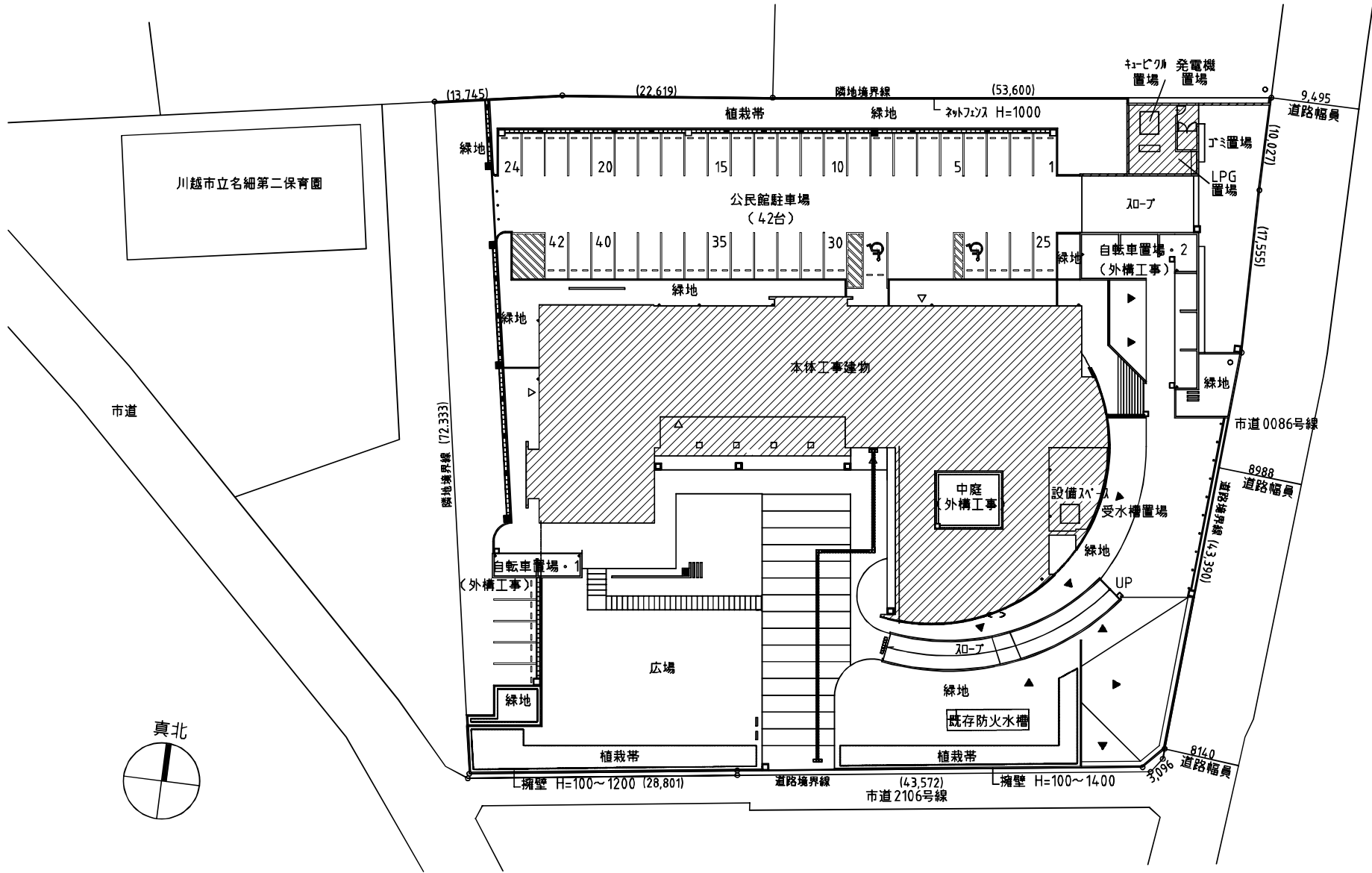


※注意
備品配置や運営内容等の説明は、計画案です。

2階平面図

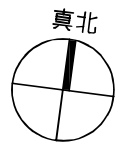
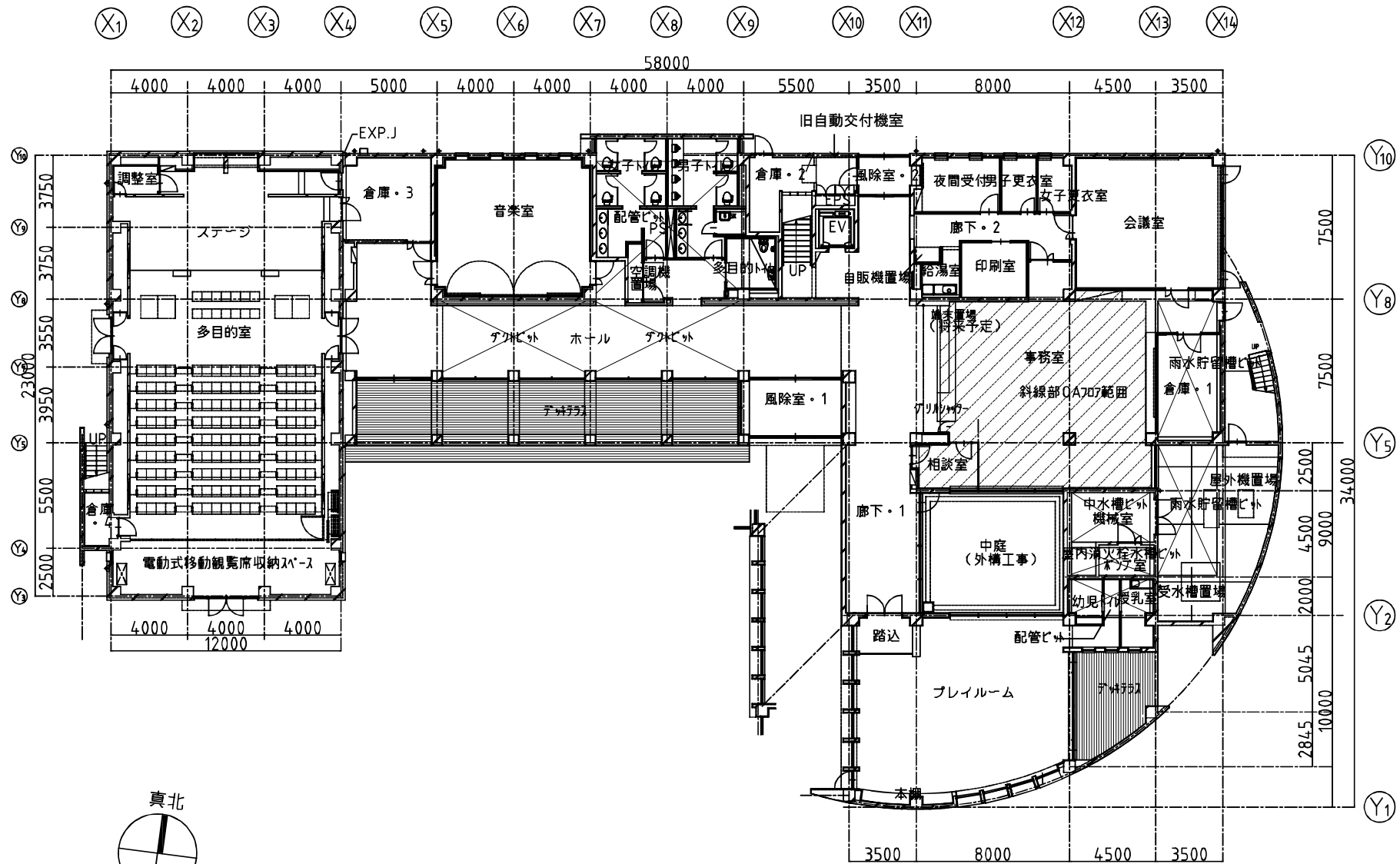
名細市民センター

■配置図



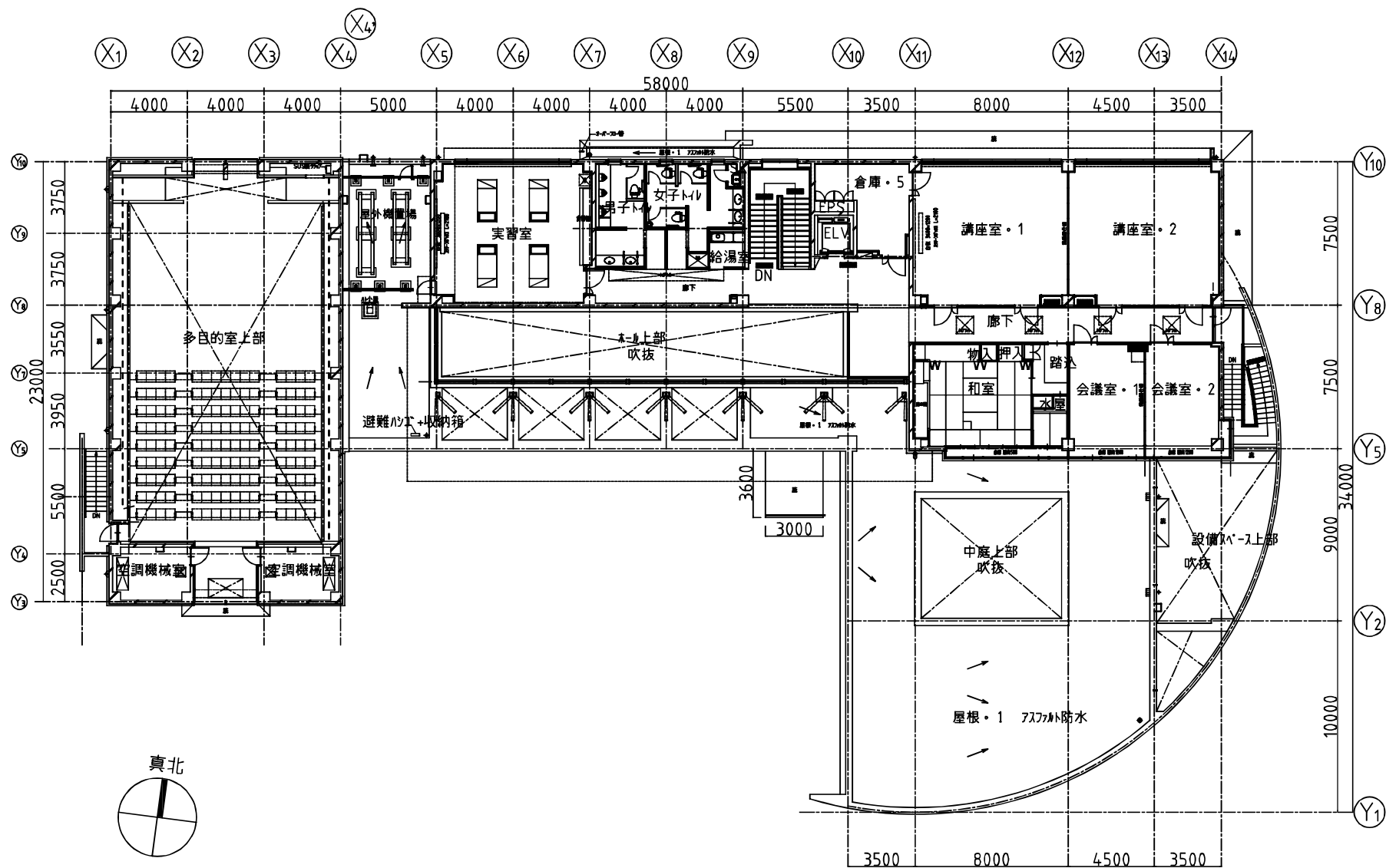
名細市民センター

■ 1階平面図

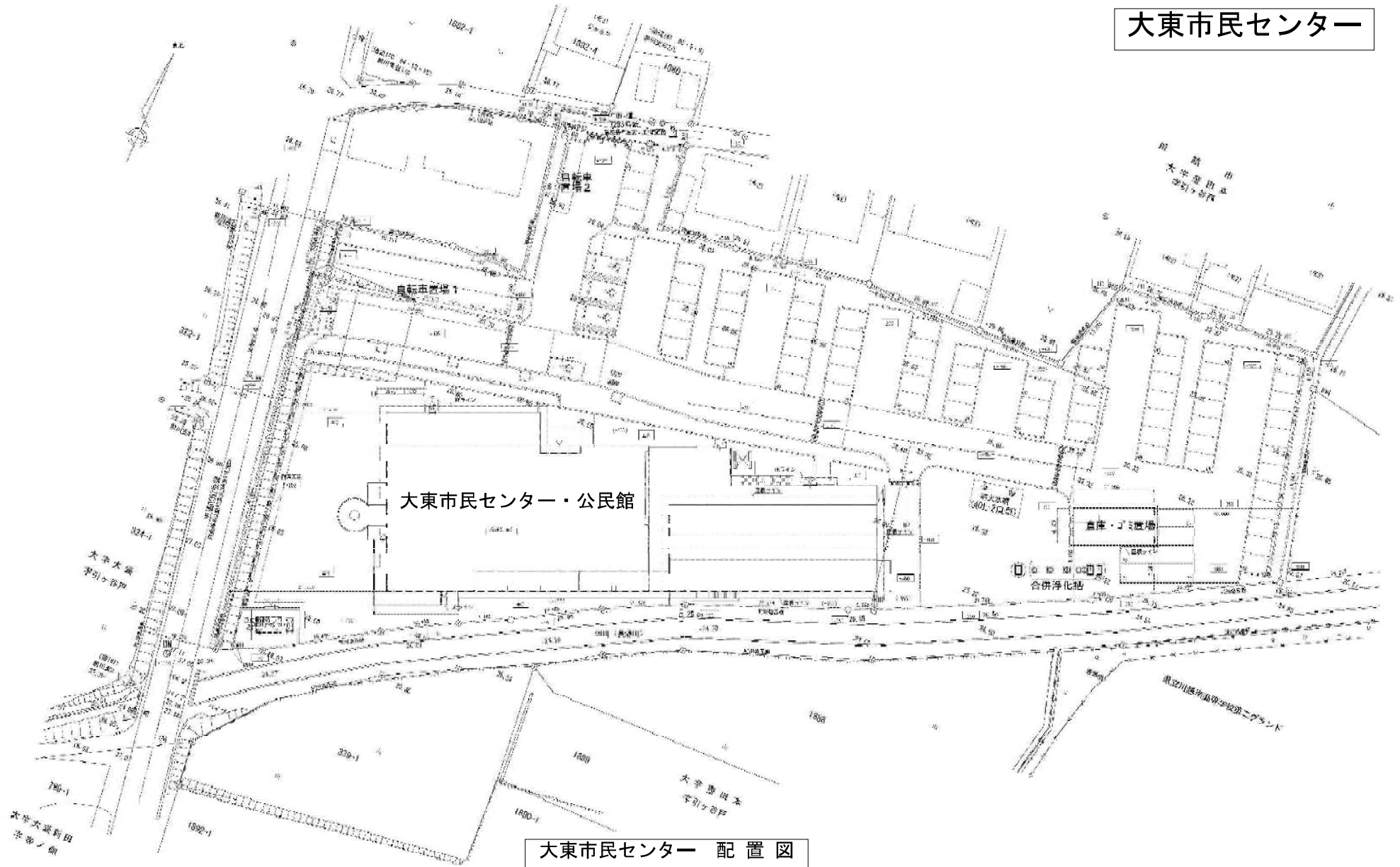


名細市民センター

■ 2階平面図

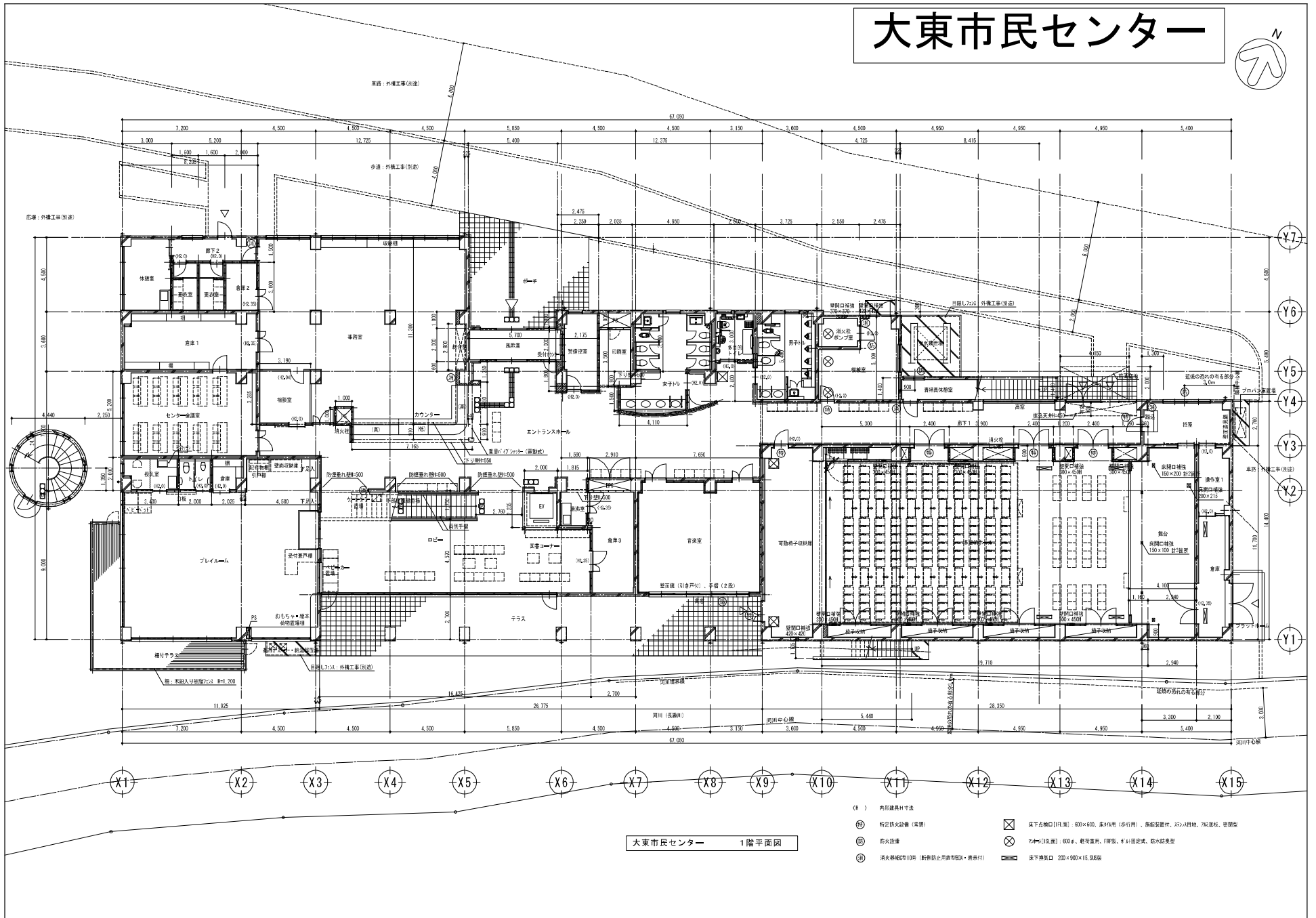


大東市民センター



大東市民センター 配置図

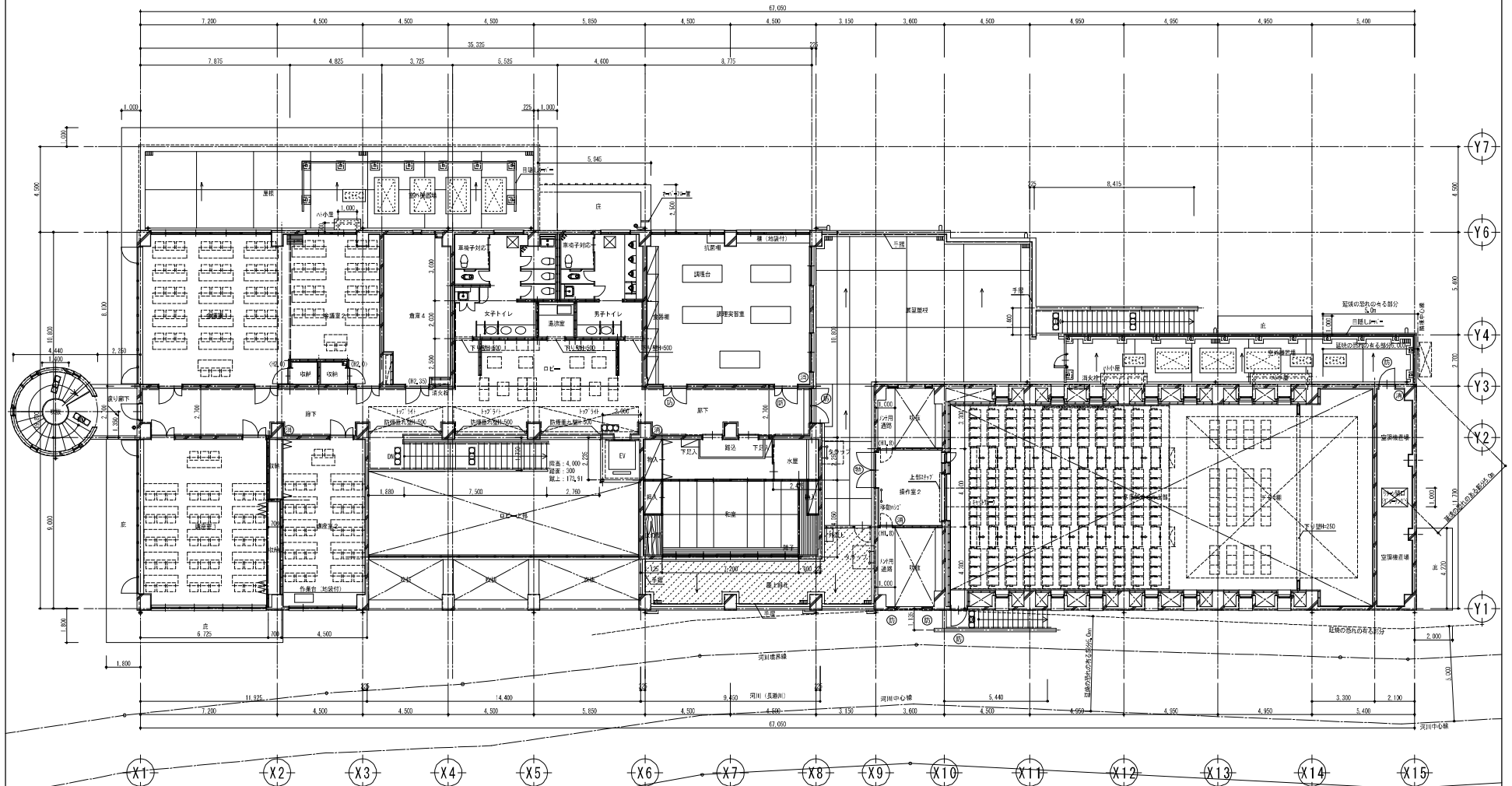
大東市民センター



大東市民センター 1階平面図

- (H) 内部建具H寸法
- 特定防火設備 (常備)
- ◎ 防火区画
- ◎ 消火栓ABC型110号 (幹線路上用直付型・表示付)
- ⊠ 落下防止網口 [尺法]: 600×600、底材用 (歩行用)、機組設置付、25%目地、7&8底材、密閉型
- ⊗ 740mm(尺法): 600号、軽荷重用、F脚型、F&S固定式、防水筒兼型
- ▬ 落下防止口 200×600×15、SIS既設

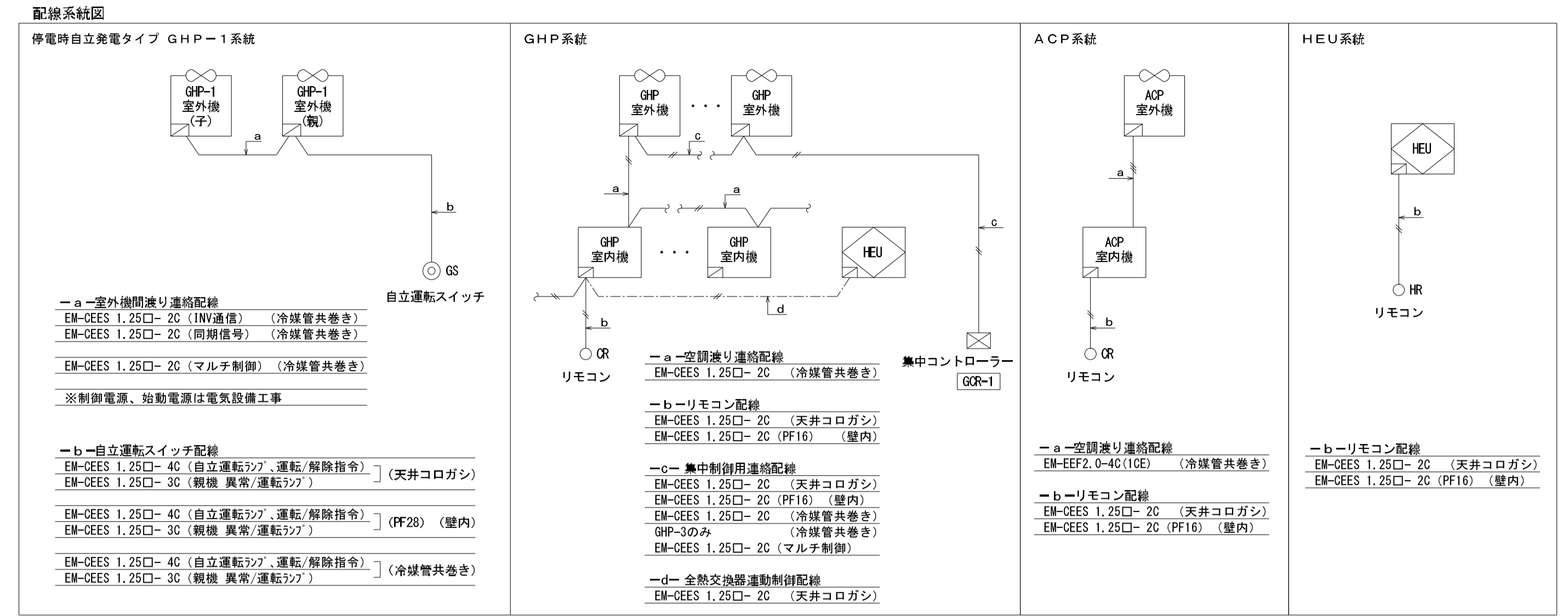
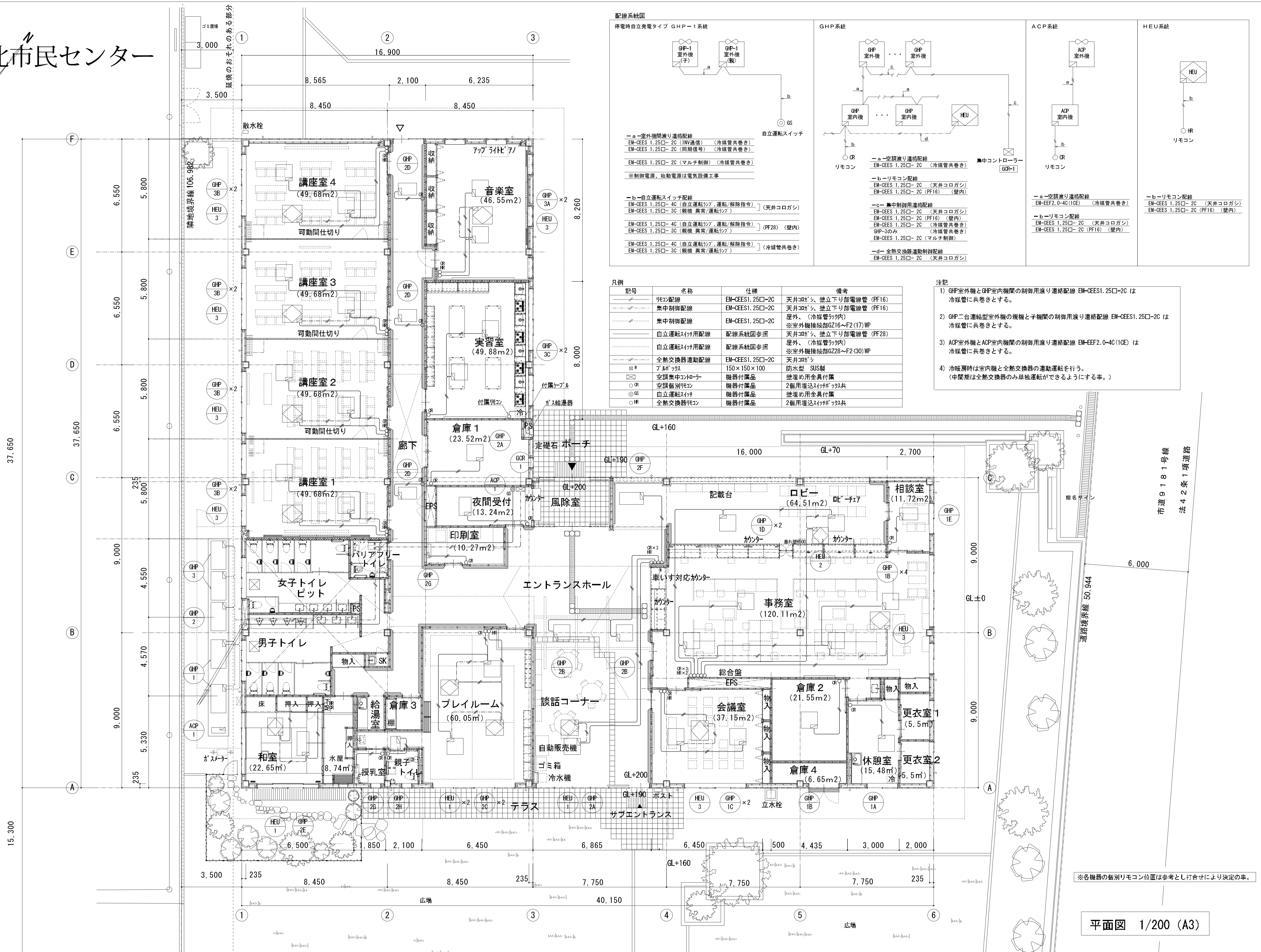
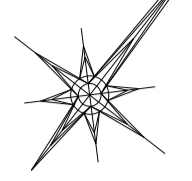
大東市民センター



大東市民センター 2階平面図

- (H) 内廊建具H寸法
- (B) 特定防火設備（常備）
- (F) 防火区画
- (D) 消火栓RBCP10号（新巻防止用巻取型）・表裏付
- ⊗ 落下点機口[四角]：600×600、底≧用（歩行用）、機組設置付、25°引掛、782耐火、密閉型

霞ヶ関北市民センター



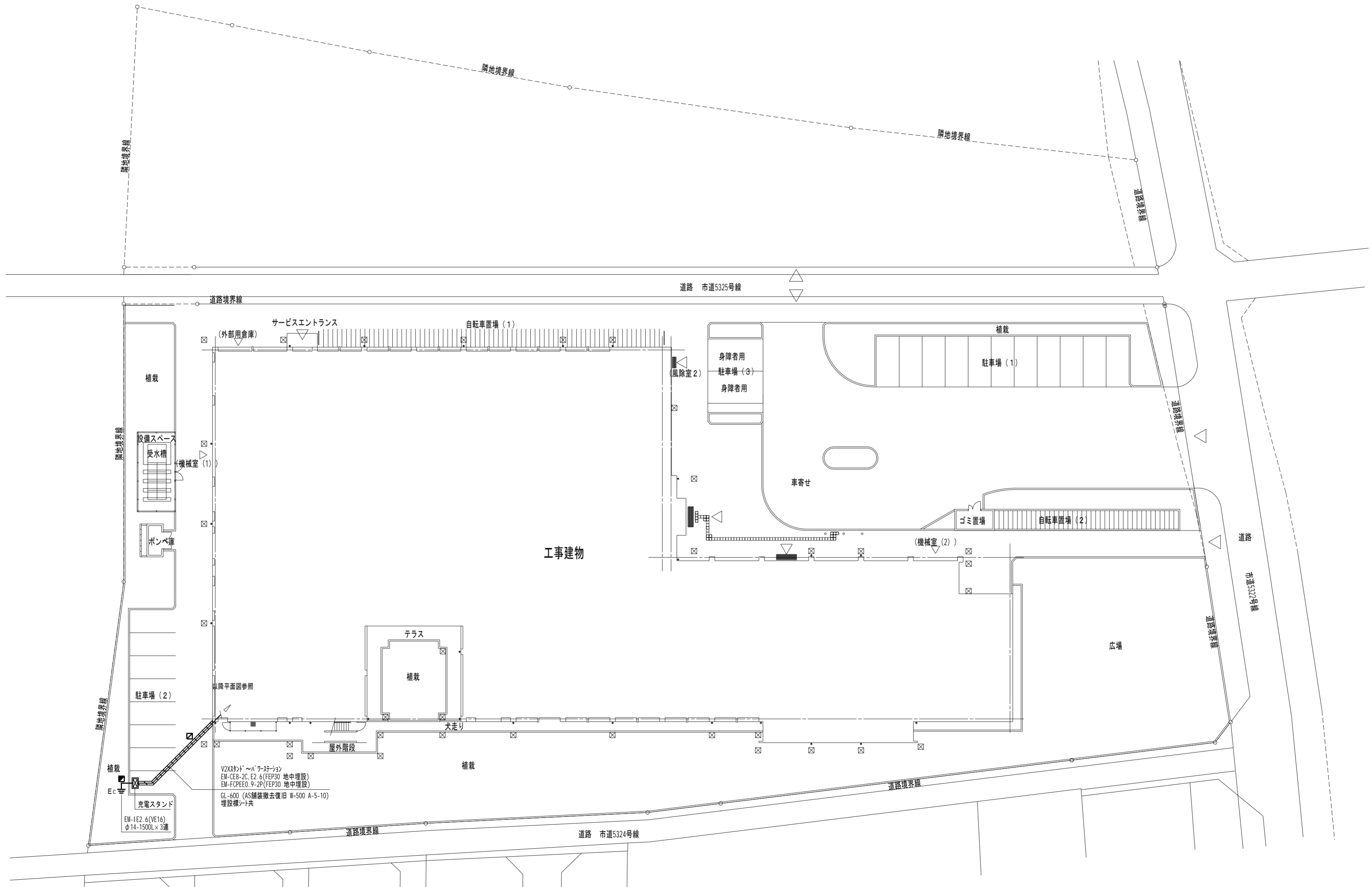
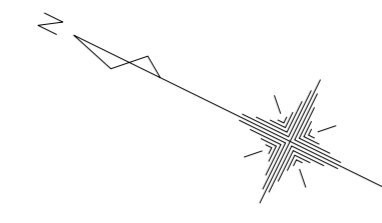
凡例

記号	名称	仕様	備考
—	リモコン配線	EM-CEES1.25□-2C	天井コゴシ、壁立下り部電線管 (PF16)
—	集中制御配線	EM-CEES1.25□-2C	天井コゴシ、壁立下り部電線管 (PF16)
—	集中制御配線	EM-CEES1.25□-2C	屋外、(冷媒管が内)
—	自立運転スイッチ用配線	配線系統図参照	天井コゴシ、壁立下り部電線管 (PF28)
—	自立運転スイッチ用配線	配線系統図参照	屋外、(冷媒管が内)
—	全熱交換器連動配線	EM-CEES1.25□-2C	天井コゴシ
—	アルボックス	150×150×100	防水型 SUS製
—	空調集中コントローラ	機器付属品	壁埋め用金具付属
—	空調個別リモコン	機器付属品	2個用埋込タイプが共
—	自立運転スイッチ	機器付属品	壁埋め用金具付属
—	全熱交換器リモコン	機器付属品	2個用埋込タイプが共

※各機器の個別リモコン位置は参考とし打合せにより決定の事。

平面図 1/200 (A3)

高階市民センター R7改修後図面

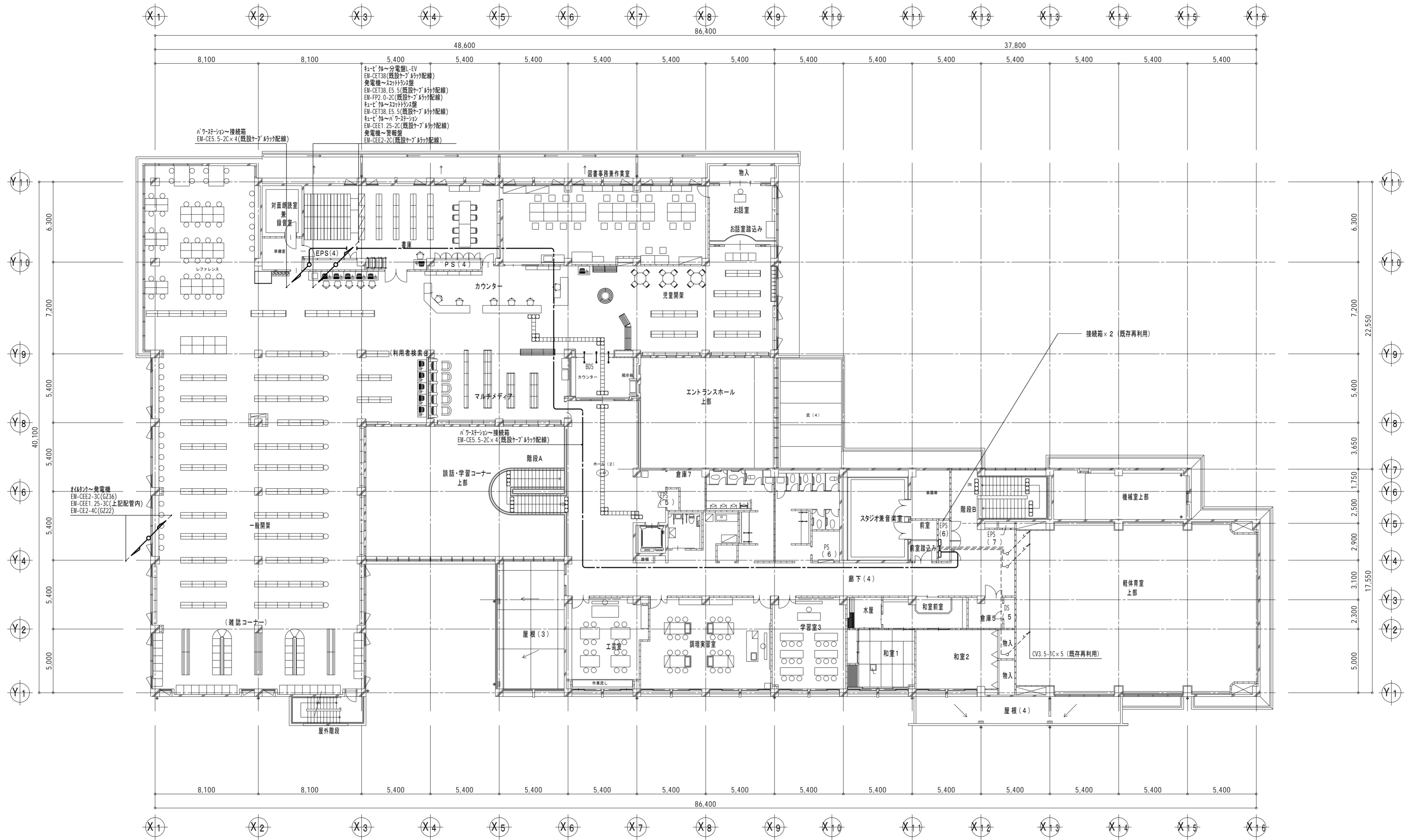


植栽
 Ec
 充電スタンド
 EM-1E2.6(V616)
 φ14-1500L×3連
 V2X3オッド～パワーステーション
 EM-CE8-2C, E2.6(FEP30 地中埋設)
 EM-FDPEED.9-2P(FEP30 地中埋設)
 GL-600 (AS舗装撤去復旧 W-500 A-5-10)
 埋設機ノット共

屋外配線図

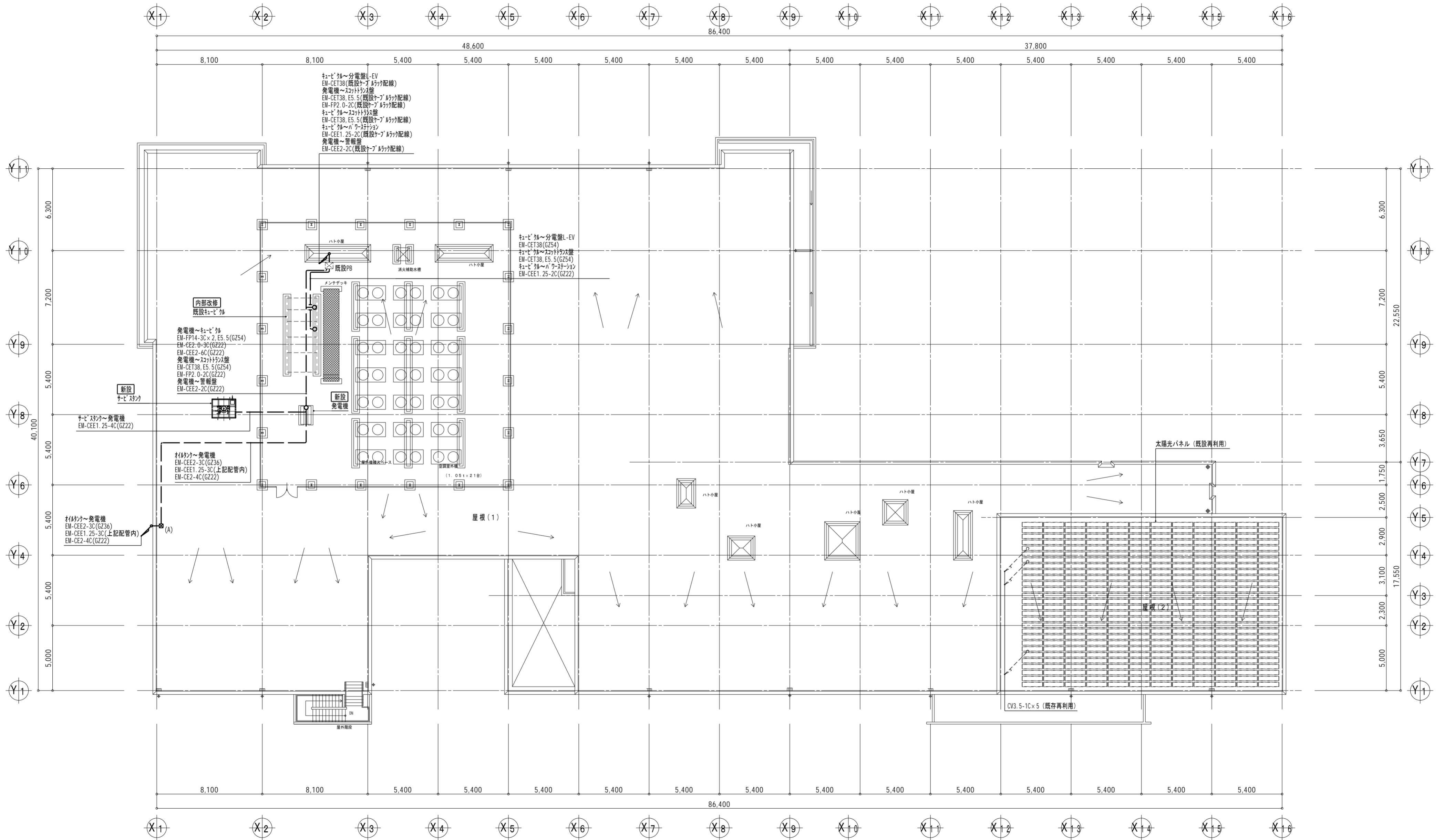
S=1/300

- 特記事項
1) 図示特記なき木実線の機器・配管配線は新設を示す。
- 配線凡例
AS舗装撤去復旧範囲を示す
- 凡例
□ 地中埋設機 (鉄)
■ 接地極埋設機 (金属製)



2階平面図 S-1/200

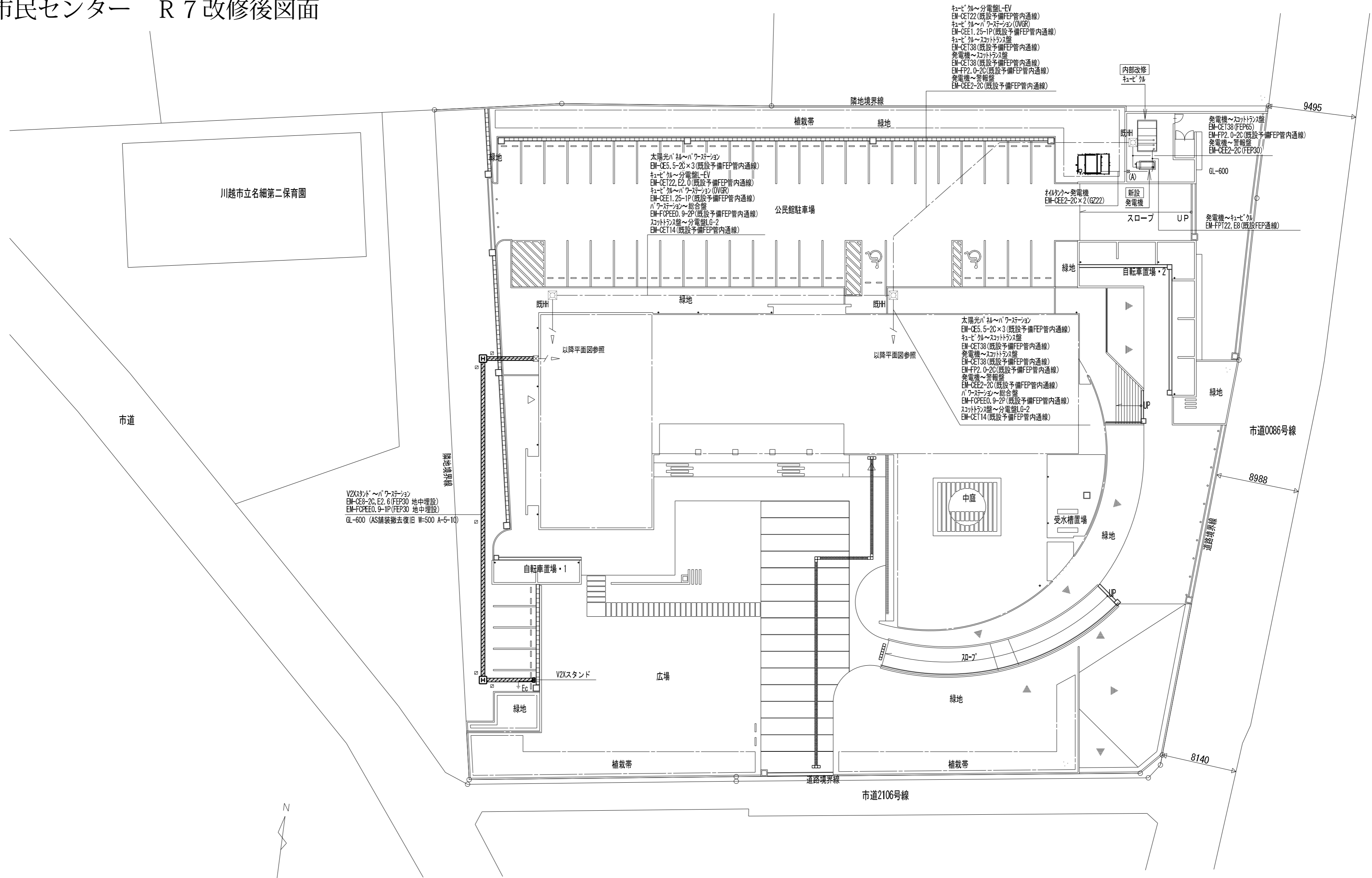
- 特記事項
 - 1) 図示特記なき太実線の機器・配管配線は新設を示す。
- 配線凡例
 - EM-EEF2.0-3C(天井内30分)
 - - - 立下部MMにて配線保護
- 凡例
 - 分電盤
 - コンセント 2P15A*2(接地極、接地端子付) 鍵付加付プレート
 - ⊗ (A) プラチナ 300×300×200 SUS, WP ET端子付
 - ⊗ (B) プラチナ 500×500×400 SUS, WP ET端子付
 - ⊗ 壁引抜きを示す



R 階 平 面 図 S=1/200

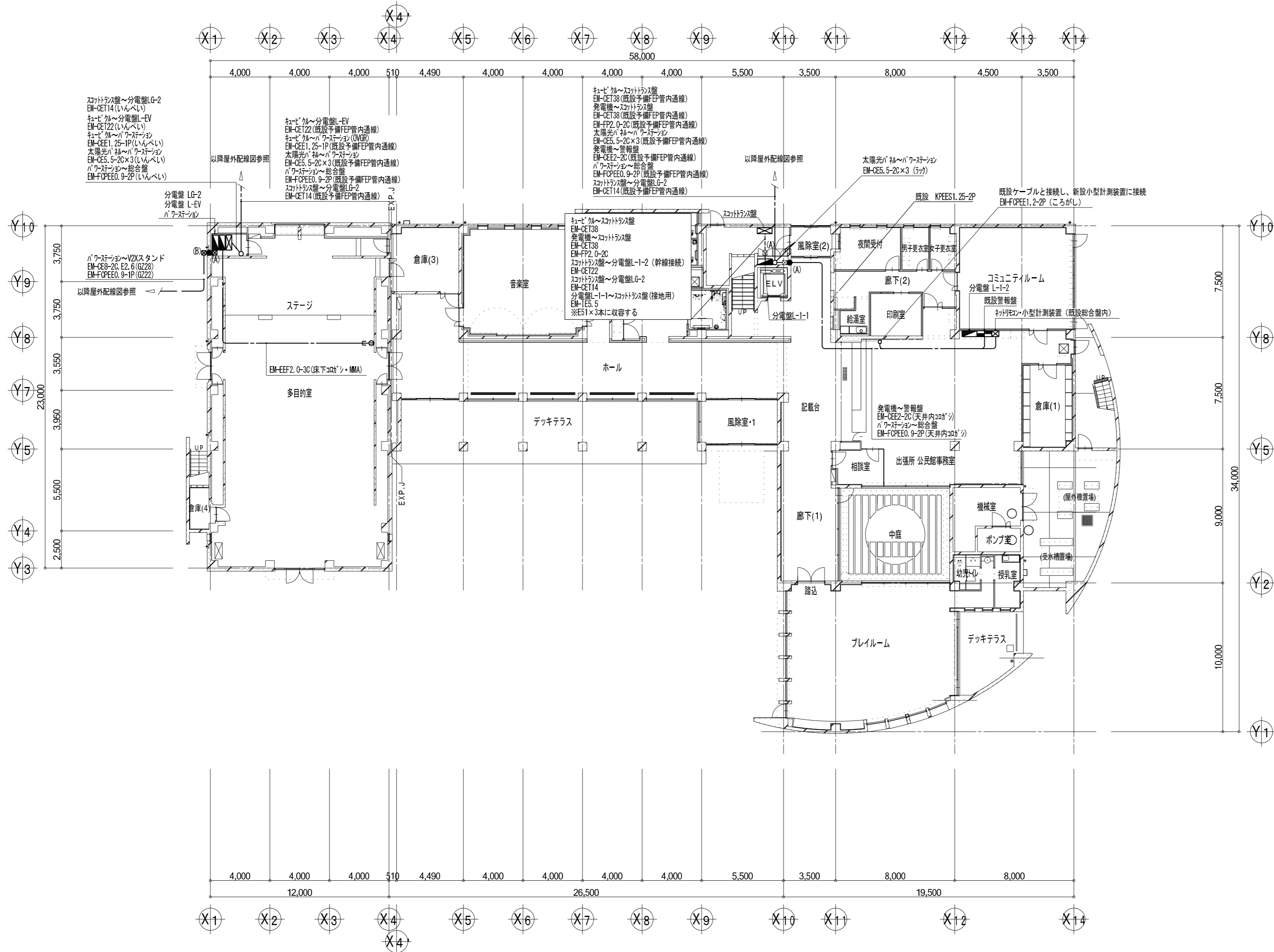
- | | |
|--|---|
| <p>■特記事項</p> <p>1) 図示特記なき太実線の機器・配管配線は新設を示す。</p> <p>■配線凡例</p> <p>--- EM-EEF2.0-3C(天井内30分)</p> <p>--- 立下部IMMにて配線保護</p> | <p>■凡例</p> <p>□ 分電盤</p> <p>Ⓢ コンセント 2P15A*2(接地極、接地端子付) 鍵付加付プレート</p> <p>Ⓢ (A) プラス 300×300×200 SUS, WP ET端子付</p> <p>Ⓢ (B) プラス 500×500×400 SUS, WP ET端子付</p> <p>⊘ 壁切抜きを示す</p> |
|--|---|

名細市民センター R7改修後図面



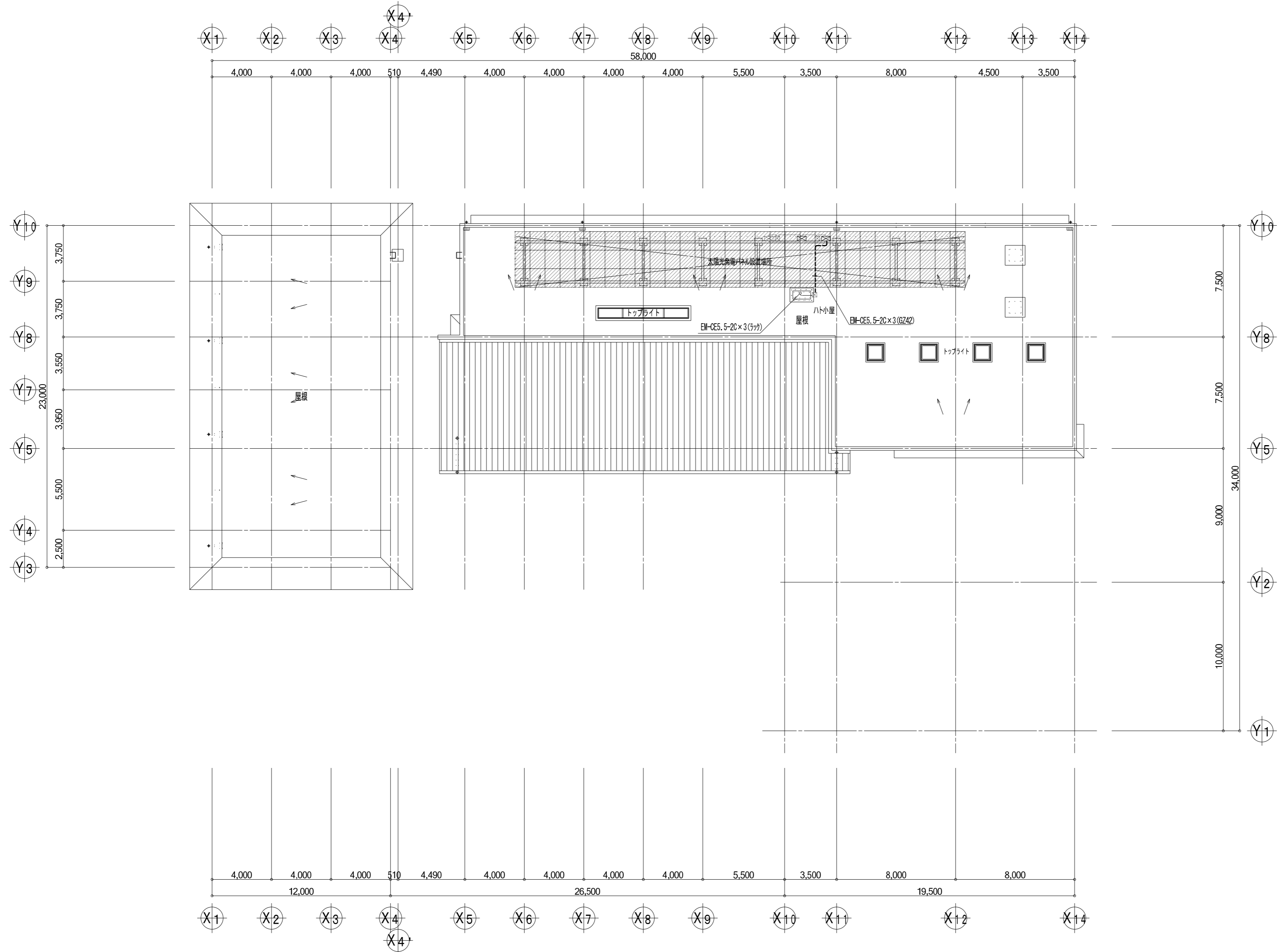
屋外配線図 S=1/300

- 特記事項
 - 1) 図示特記なき太実線の機器・配管配線は新設を示す。
- 配線凡例
 - AS舗装撤去復旧範囲を示す
- 凡例
 - 新設のケーブル架 H1-6.R8K-60
 - 地中埋設線 (鉄)
 - ⊗(A) 7線*カス 200×200×200 SUS, WP
 - ⊗(B) 7線*カス 500×500×400 SUS, WP
 - ±Ec 14φ-1500L×3連



1階平面図 S=1/200


- 特記事項
 1) 図示特記なき太実線の機器・配管配線は新設を示す。
- 配線凡例
 EM-EEF2.0-30(天井内コガシ)
 立下部MMAにて配線保護
- 凡例
 分電盤
 ① コネクタ 2P15A*2(接地極、接地端子付) 鍵付カバー付
 ② (A) プラス 300×300×200 SS (E端子付)
 ③ (B) プラス 500×500×400 SUS, WP (E端子付)
 ● 壁掛けを示す



R階平面図 S=1/200

<p>■特記事項</p> <p>1) 図示特記なき木実線の機器・配管配線は新設を示す。</p>	<p>■凡例</p>
---	------------

特記事項


斉藤出建築設計室
 一級建築士 第326081号 齋藤出

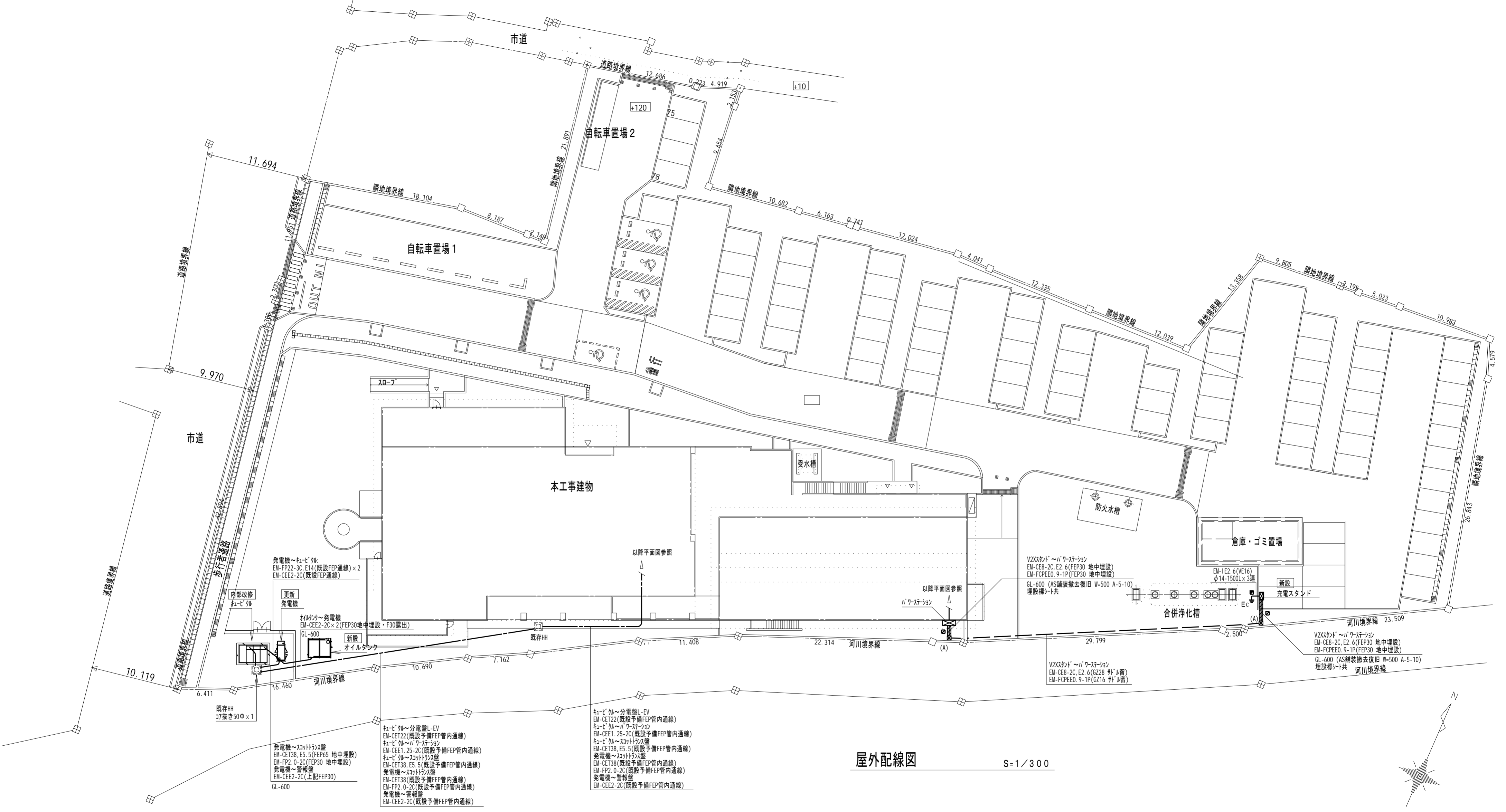
検印 設計


 設計年月日 R 7. 2. 28
 変更年月日

工事名称 川越市名細市民センター非常用電源設備設置工事
 図面名称 (名細市民センター) 改修後 幹線設備R階平面図
 Scale 1/200

No. EN-16

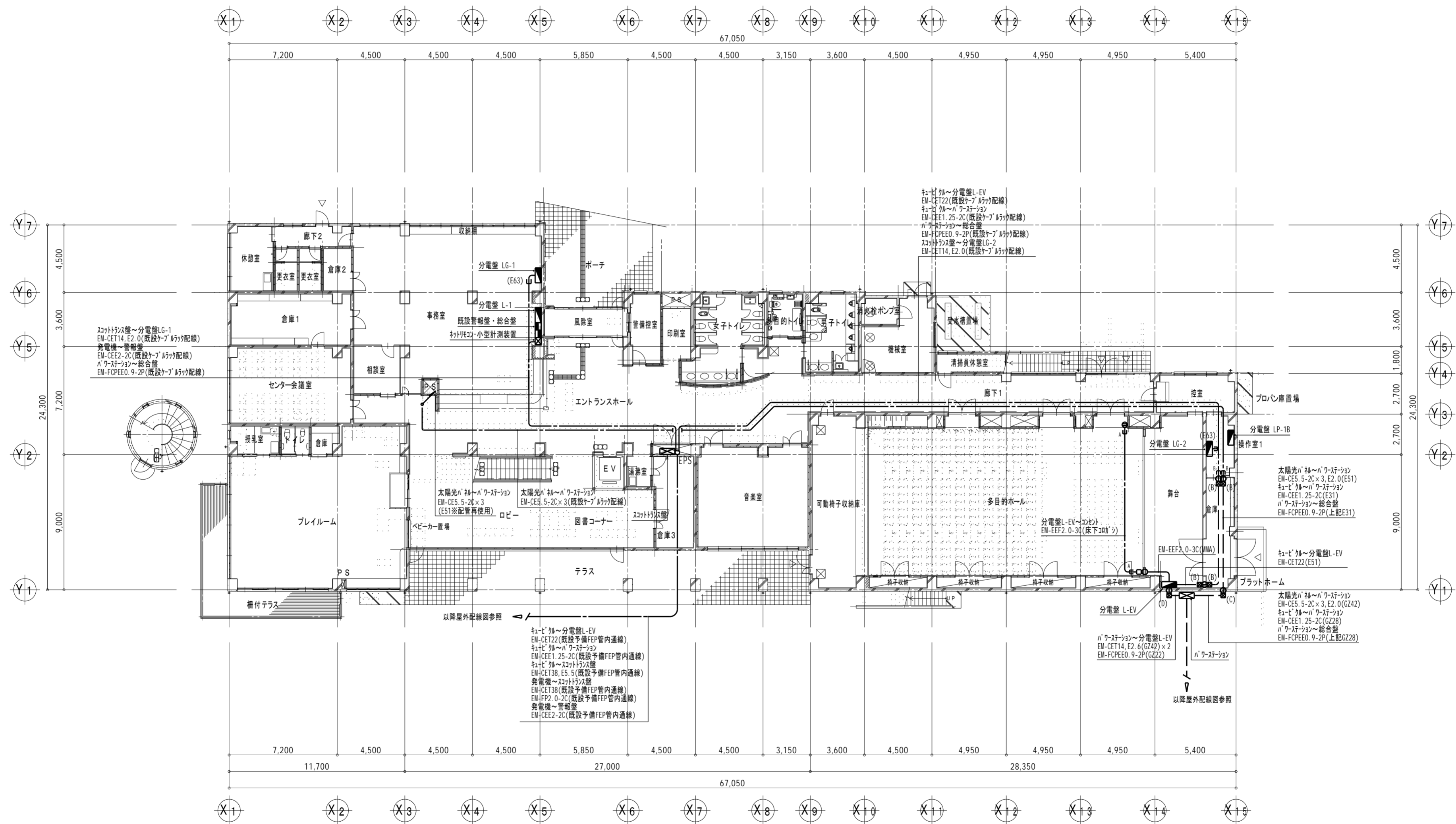
大東市民センター R7改修後図面



屋外配線図 S=1/300

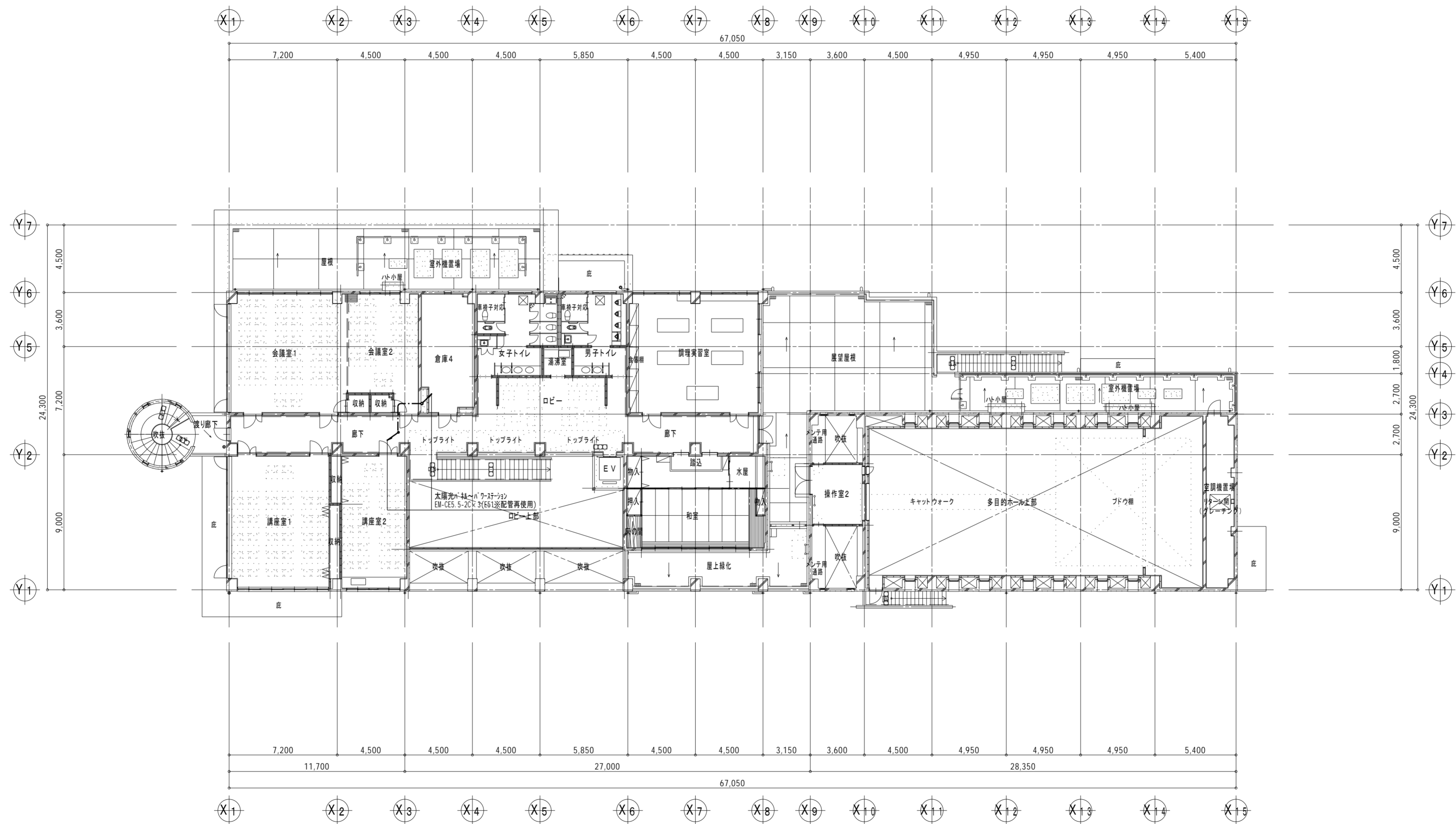
- 発電機~キュービクル
EM-FP22-3C, E14 (既設FEP通線) x 2
EM-CEE2-2C (既設FEP通線)
- 更新
発電機
- キュービクル~発電機
EM-CEE2-2C x 2 (FEP30 地中埋設・F30露出)
- 新設
オイルタンク
- 既設HH
37抜き50φ x 1
- 発電機~スコットワイルド
EM-CET38, ES. 5 (FEP65 地中埋設)
EM-FP2.0-2C (FEP30 地中埋設)
発電機~警報盤
EM-CEE2-2C (上配FEP30)
GL-600
- キュービクル~分電盤L-EV
EM-CET22 (既設予備FEP管内通線)
キュービクル~ハーフ
EM-CEE1.25-2C (既設予備FEP管内通線)
キュービクル~スコットワイルド
EM-CET38, ES. 5 (既設予備FEP管内通線)
発電機~スコットワイルド
EM-CET38 (既設予備FEP管内通線)
EM-FP2.0-2C (既設予備FEP管内通線)
発電機~警報盤
EM-CEE2-2C (既設予備FEP管内通線)
- キュービクル~分電盤L-EV
EM-CET22 (既設予備FEP管内通線)
キュービクル~ハーフ
EM-CEE1.25-2C (既設予備FEP管内通線)
キュービクル~スコットワイルド
EM-CET38, ES. 5 (既設予備FEP管内通線)
発電機~スコットワイルド
EM-CET38 (既設予備FEP管内通線)
EM-FP2.0-2C (既設予備FEP管内通線)
発電機~警報盤
EM-CEE2-2C (既設予備FEP管内通線)

- 特記事項
1) 図示特記なき太実線の機器・配管配線は新設を示す。
- 配線凡例
AS舗装撤去復旧範囲を示す
- 凡例
□(A) 7'4" x 7'4" 300 x 300 x 200 SUS, WP
■ 地中埋設機 (鉄)
■ 接地極埋設機 (金属製)



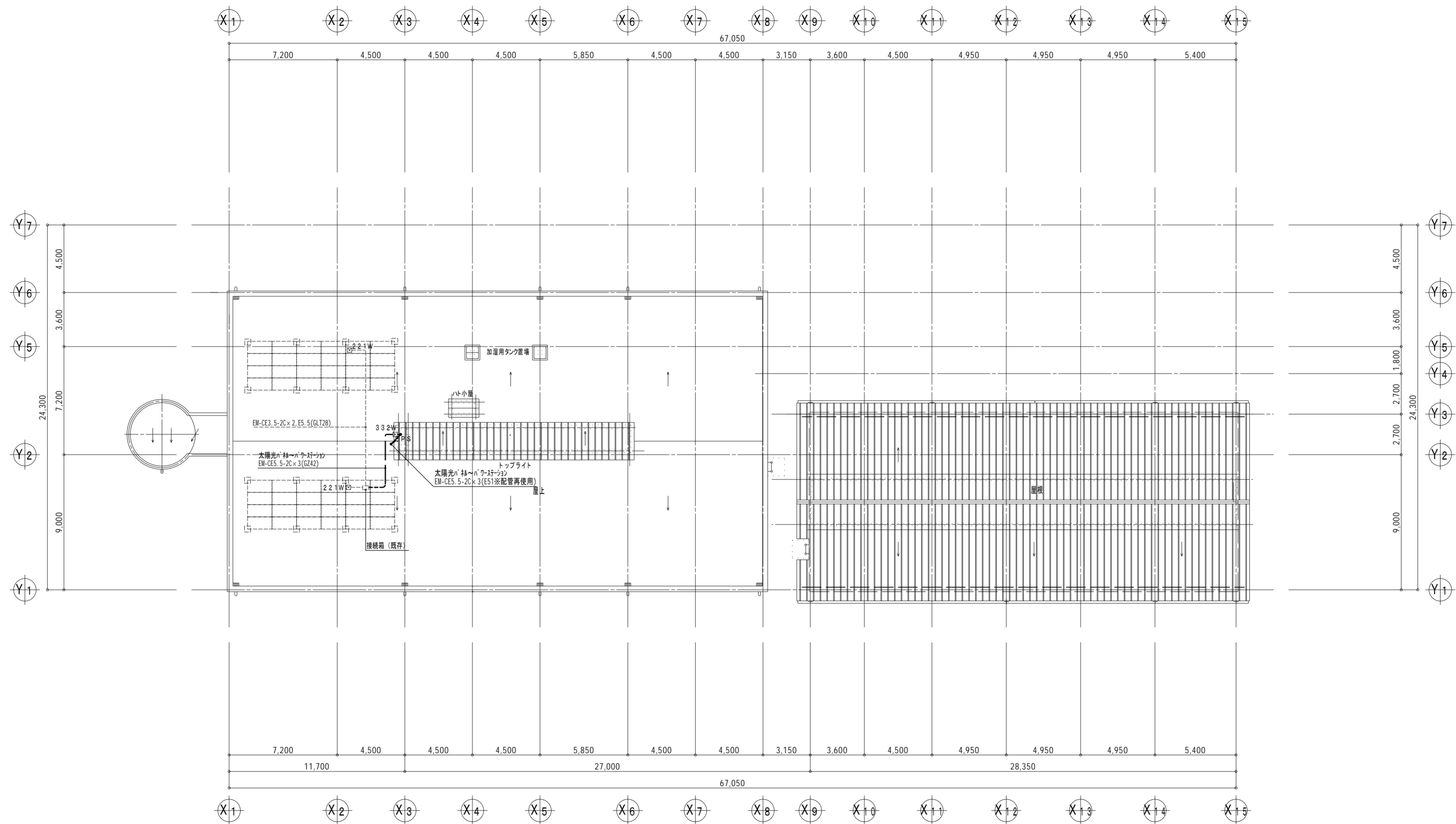
1階平面図 S=1/200

- 特記事項
 1) 図示特記なき太実線の機器・配管配線は新設を示す。
- 配線凡例
 EM-EEF2.0-3C(天井内300φ)
 立下部MMAにて配線保護
 立下部MMBにて配線保護
- 凡例
 分電盤
 ① コナト 2P15A*2(接地極 接地端子付) 継付加付プレート
 ②(B) プラスチック 300×300×200 SUS ET付
 ③(C) プラスチック 500×500×400 SUS, WP ET付
 ④(D) プラスチック 400×400×300 SUS, WP ET付
 ○ 壁掛けを示す



2階平面図 S=1/200

- | | |
|---|---|
| <p>■特記事項</p> <p>1) 図示特記なき太実線の機器・配管配線は新設を示す。</p> <p>■配線凡例</p> <p>--- EM-CES.5-2C×3(天井内30φ)</p> | <p>■凡例</p> <p>□ 分電盤</p> <p>⊕ コネクタ 2P15A*2(接地極, 接地端子付) 継付加付プレート</p> <p>○ 壁打抜きを示す</p> |
|---|---|



R階平面図 S=1/200

- 特記事項
 1) 図示特記なき太実線の機器・配管配線は新設を示す。
- 配線凡例
 - - - EM-EEF2.0-3C(天井内30分)
 - - - 立下部MMAにて配線保護

- 凡例
 □ 分電盤
 ⊕ コネクタ 2P15A*2(接地極、接地端子付) 継付加付プレート
 ○ 壁打抜きを示す

特記事項



齊藤出建築設計室

一級建築士 第326081号 齋藤出

校印



設計



設計年月日

R 7. 2. 28

変更年月日

工事名称

川越市大東市民センター非常用電源設備設置工事

図面名称

(大東市民センター)

改修後 幹線設備R階平面図

Scale
1/200

No.

ED-16